（別紙２）

令和６年度シマフクロウ及びオジロワシ・オオワシの保護増殖検討会運営業務

に関する業務請負条件

　本業務は、希少猛禽類等の保護増殖事業に係る会議の開催や議事録の作成等を行うものである事から、請負者は希少猛禽類等の生態及び取り巻く制度等に精通していることが求められる。

　以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

（１）提出書類（別添様式）

1. 希少野生動物に係る会議の開催実績が確認できる書類。
2. 野生動植物種の生態等について調査実績があることが確認できる書類（業務報告書、論文や雑誌等への投稿等。従事者によるものを含む。）

（２）提出期限等

①　提出期限

令和６年７月８日（月）１７時

②　業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書４．に同じ

③　提出部数

１部

④　提出方法

持参、郵送又は電子メール（NCO-KUSHIRO@env.go.jp）（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

⑤　提出に当たっての注意事項

ア　持参する場合の受付時間は、平日の１０時から１７時まで（１２時～１３時は除く）とする。

イ　郵送する場合は、封書の表に「令和６年度シマフクロウ及びオジロワシ・オオワシの保護増殖検討会運営業務　業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ　提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ　提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（３）審査結果の回答

令和６年７月１０日（水）１７時

　審査結果通知書の送付は、原則電子メール（NCO-KUSHIRO@env.go.jp）で行う。原本の郵送が必要な場合は、あらかじめその旨申し出ること。その場合、原本の郵送に先行して指定された宛先にＦＡＸによる事前送信を行う。

（別添様式）

令和　　年　　月　　日

　分任支出負担行為担当官

　　北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長　殿

 所　 在　 地

 商号又は名称

 代表者氏名

令和６年度シマフクロウ及びオジロワシ・オオワシの保護増殖検討会運営業務

に関する業務請負条件書類の提出について

　標記の件について、次のとおり提出します。

　なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

1. 希少野生動物に係る会議の開催実績が確認できる書類
2. 野生動植物種の生態等について調査実績があることが確認できる書類（業務報告書、論文や雑誌等への投稿等。従事者によるものを含む。）

|  |
| --- |
| （担当者） 所属部署： 氏　　名： TEL/FAX ： E-mail ： |